東京学芸大学リポジトリ
Tokyo Gakugei University Repository

はたらくことのリアルに迫る vol.2：労働問題を通した公民的資質の育成

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2021-03-08
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 楊田,龍明
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/152370

東京学芸大学附属高等学校紀要　57　pp.17～26，2019

はたらくことのリアルに迫る vol.2
― 労働問題を通した公民的資質の育成―

Approaching the Reality of Work vol.2
― Citizenship Education on Labor Issues ―

公民科　楊　田　龍　明

＜要旨＞
本実践は労働問題の学習を通じたシティズンシップ教育である。2017 年度に行った「ハラスメント」を主題にした実践をもとに報告する。【Ⅰ問題把握】として身近なはたらく人へのインタビューし，実際にあった「パワハラによる過労自殺」事件をレポートさせた。生徒のレポートを教材にハラスメントの実態を知り，【Ⅱ問題分析】話し合い学習を行った。その上で【Ⅲ意思決定】として報復を恐れてパワハラを告発する事の難しさについて考えさせ，【Ⅳ提案・参加】として弁護士との対話集会・新聞作成を行った。「他者の話にじっくりと耳を傾ける主体的な学び」「アートの想像性」との視点でシティズンシップ教育の実践の深化を願っている。

＜キーワード＞　新科目「公共」　シティズンシップ教育，公民的資質　主体的・対話的で深い学び　キャリア教育
過労死等防止対策等労働条件に関する啓発授業　新聞作成

1．問題の所在

「自分が体験してみて思うのは過労死する前に意識を変えるのはなかなか難しい。自分でもかなりヤバいと思っているし，周りからも言われているのに働き続けた」。

これは信じられないような長時間労働を続けた親友が私に語った言葉である。過重労働によって心身を病む人，自殺者も出ており社会的な危機感が生まれている。入社間もない若者の過労死が増加し，またセクハラやパワハラが社会問題化している。広告代理店，建設現場，病院，マスコミ，学校，あらゆる職場で長時間労働と過労死がある。

本校公民科は弁護士と協働し「はたらくことのリアルに迫る」と題して，厚生労働省過労死防止啓発授業を続けている。本研究は労働問題の学習を通して，「自己と向き合い，他者とつながる中でより良い未来にしたいと願う市民性」（公民的資質）を育成する授業構成モデルを提示するものである。過労死を生まない社会を実現したい。そのためには労働に関する知識・技能・価値のリテラシーを育成する実践は欠かせない。過労死防止啓発授業が様々な教育現場で深まりをもって実践され，そのための工夫がなにかを模索したい。

本実践は 2016 年 10 月に『過労自殺』（岩波新書）の著者でもある川人博弁護士からの提案を受けて始まった。初年度の主題は「自ら生命を絶つ前に，そんな会社はやめれば良かった。自殺するのは自己責任ではないのか？」「なぜ尊い生命を犠牲にしてまで働く現実があるのか？」だった。51 歳中間管理職の過労自殺事件を読ませ，また親など身近な働く人へのインタビューを行い，そのレポートを教材に話し合い学習を行った。初年度の実践は拙稿「はたらくことのリアルに迫る」[1] で詳述した。

本発表は 2017 年度の実践をもとに行う。2 年現代社会（約 220 名 / 男女共学）の授業の中で 3 学期におよそ 8 時間で行った。2 年目となった 2017 年度は「ハラスメント」を主題にした。過労自殺に至る過程には何らかのハラスメントが存在し，特に入社間もない若い労働者はハラスメント被害を受けやすい。また「ハラスメントを告発することの難しさ」を考えさせることが，過労死を防ぐ具体的な方策だと考えたからである。

2．社会参画型授業として

唐木は『「公民的資質」とは何か』で「社会参画型授業で大切にされる学習段階」[2] として次のような提案をした。

Ⅰ．問題把握→Ⅱ．問題分析→Ⅲ．意思決定→Ⅳ．提案・参加

本実践は，まず【Ⅰ問題把握】として「身近な働く人へのインタビュー」を行わせ，同時に実際にあった過労自殺事件をレポートさせた。それらを【Ⅱ問題分析】の教材として話し合い学習を行った。その上で【Ⅲ意思決定】として，ハラスメントを告発することの難しさについて

考えさせた。最後に【Ⅳ提案･参加】として弁護士とトークセッションを行い，一連の学習をふまえた新聞を作成させた。学習活動を具体的に示すと次のようになる。

学習段階	学習活動の概要	学習活動の展開
Ⅰ問題把握	身近な働く人へのインタビューを行いレポートにまとめる。例えば「職場でパワハラを見たり聞いたり受けたことはありますか？ハラスメントをどのように解決しますか?」などを聞き取らせた。 『過労自殺第二版』に掲載されている２つの事件「朝早くから夜遅くまで行動を管理され二十六歳金融機関女性総合職」「【給料泥棒】と罵倒されて三十四歳医療情報担当者」を読み，感想や疑問を書かせた。	冬休み課題　川人弁護士との出会いや授業の狙いを説明し，課題を発表する。若者の過労自殺が社会問題化する中で，可能であれば働いて間もない人に聞き取るように促した。聞き取りの努力に加えて自分なりの考察があるレポートを評価したいと伝えた。
Ⅱ問題分析	例えば「親の労働時間の終了時間が17時だと知らなかった」「アルバイトで有給休暇をもらったホワイトな体験にびっくり!」などのレポートをふまえて，三六協定やインターバル規制など基本的知識を学習した。	第１･２･３時　生徒のレポートを集約した授業プリント「私が迫ったはたらくことのリアル」を作成。 宅配便クライシスなど労働の過密化や長時間労働の実態も学んだ。
Ⅲ意思決定	ハラスメントの実態を知り，告発することの難しさを考えさせた。「労働組合は役に立たない…。会社とのパワーバランスでは組合が弱者となり，よほど法に触れていない限りは組合が勝つことはないのだとか」「報復を恐れてハラスメント通報はしない」と聞き取った生徒のレポートを読み，話し合い学習を行った。	第４･５･６時　パワハラの実態を読み合わせた上で，体罰の経験の有無，先輩後輩の関係や体育会系などを話し合わせた。最終的には正義の告発をしたことがあるのかを話し合わせた。
Ⅳ提案・参加	話し合い学習の中で出た質問をもとに川人弁護士とトークセッションで議論し，皆で考えた。 その後，一連の学習を踏まえて新聞作成を行わせた。昨年度の最優秀作品を示しながら，新聞作成を相談し作成する時間を設けた。定期テストを実施しなかった。学期末に，最優秀新聞作品集を生徒に配布した。	第７時　トークセッションは全クラス合同で行った。 第８時　新聞作成は友達との協働作成を推奨した。最優秀新聞作品集は川人法律事務所や厚労省過労死防止対策室，朝日新聞などに送付した。

２－１　【Ⅰ問題把握】はたらく人へのインタビュー

【Ⅰ問題把握】は，生徒が親や親戚など身近な人に，例えば「職場でパワハラを見たり聞いたり受けたことはありますか?」などを聞き取り，レポートにまとめる冬休み課題である。

インタビューシートには次のような説明文をつけた。「この企画は生徒それぞれが将来，社会的・職業的に自立し，社会の中で自分らしい生き方を実現することを目的としています。キャリア教育の一環です。…労働経験の少ない生徒たちに実感をもってはたらくことを考えてほしいと願っております。インタビューにはプライバシー保護など様々な配慮が必要です。お答えはご協力して頂ける範囲で構いません。なお生徒はこのシートで聞き取ったことを元に，別紙【私が迫ったはたらくことのリアル】というレポートをまとめます。企画趣旨をご理解くださいますようにお願い申し上げます」。

新科目「公共」は「現実社会の諸課題を，政治的主体，法的主体，様々な情報の発信・受信主体として自ら見いだす」ことを主軸とし，キャリア教育の充実について中核的な機能を担うと位置付けられている。この点からも実践の趣旨を明確に示した。

生徒たちが話を聞く相手の中には，長時間労働やパワハラを強いられている人もいるかもしれない。セクハラを受けた悲しさを口にできずにいる人もいるかもしれない。生徒たちにはこんな話をした。「もし自分がいじめを受けて悩んでいたとして，誰にでもそのことを語ることができるだろうか。もし身近な人がパワハラを受けて辛い思いをしていたら容易には口にできないだろう。セクハラも言葉で表現できない事柄が含まれる。家族や親戚であればこそ口にできない事柄がある。決してインタビューを相手に強いることはないようにしてほしい。このインタビューシートをベースにして体験を聞き出す工夫をしてほしい」

インタビューシートに掲載した質問事項は次の９点で

ある。なお冬休み課題である『過労自殺第二版』（川人博著）に掲載されている２つの事件についての質問を敢えて加えた。

■はたらく人へのインタビューシート

Q1	なぜその仕事に就いたのですか？教えてください。
Q2	その仕事のやり甲斐は何ですか？
Q3	職場で尊敬する上司や，憧れの先輩や同僚はいますか？ どのような点で，そう思われるのか教えて下さい。
Q4	「嘘つき」「お前が嫌いだ」「給料泥棒」私はパワハラの具体例を読みました。職場でパワハラを見たり聞いたりしたことはありますか？（パワハラを受けたことはありますか？）
Q5	生徒にインタビューして下さい。電通には鬼十則「取り組んだら放すな。殺されても放すな。目的完遂までは…」という社訓が問題視されました。上司としてあきらめやすい，ミスの多い社員にどんな言葉をかけるのが良いと思いますか？と生徒の意見を聞いてみて下さい。
Q6	職場（顧客先）におけるセクシャルハラスメントや性暴力が社会問題となっています。セクハラを見たり聞いたりしたことはありますか？（男性もセクハラ被害を受けることはあります。受けたことはありますか？）
Q7	職場でハラスメントがあった場合，どのように解決しますか？
Q8	１ヶ月に時間外労働が80時間を超えると過労死ラインとされています。睡眠時間が１日５時間以下が続くと危険とされています。長時間労働を強いられたことはありますか？
Q9	生徒にインタビューして下さい。過労自殺が問題となる中で「自殺するくらいならば会社をやめればよかったのに」「体調が悪いならば休めば良かった」という意見がある。君はどう思うのか？と生徒の考えを聞いてみて下さい。

体験を語ってもらうには聴く側のキャパシティも欠かせない。例えばある生徒は「職場名は絶対に明かさないでとお兄ちゃんは何度も言った」と題して，次のレポートを書いた。他者が苦しかった体験を語ることの辛さを理解していると感じた。

二十代後半の親戚のお兄さんに話を聞いた。お兄さんは小売業の仕事を長時間労働が理由で辞めている。お兄さんは終始明るく話してくれたが，周りにいた家族が「もっと厳しかったやろ。辛い言うてたが」などと突っ込みを入れてくるのを聞いて，本当に辛かったんだとわかり，無理して話をしてくれているんじゃないかと悲しくなった。…1日の睡眠時間を聞くと,「よく寝ていた」と答えたが,周囲は「明らかに５時間以下だった」と言っていた。こうした意識のズレはその後も往々にしてみられた。やはり「そんなに大変じゃない」と自分に言い聞かせて働いていたのではないかと思われた。

悩みを打ち明ける難しさが伝わるだけでなく，ありのままを伝えようとする周囲の言葉からも，等身大の大人の姿を感じ取り【問題把握】している。インタビューを通して大人の心の揺れを感じ取らせることは，学校生活などで悩みを抱える生徒にとって心の「安全地帯」にもつながるのではないかと思っている。

２－２　【Ⅱ問題分析】レポート教材化と知識の習得

唐木は「第一に，社会参画型授業でも【Ⅰ問題把握】や【Ⅱ問題分析】の段階で，社会的事象に関する構造的な理解や，関連する基礎的・基本的知識の習得が大切にされる」[3] と述べている。本実践においても「長時間労働を無くすには？」と題して基本的知識を学習した。例えば次のレポートを導入に用いた。

「はたらく人へのインタビュー」で私が驚いたのは，所定内労働時間の終了時間の多くが17時台であることだ。私はこの事実を知るまでは20時までは働くべきなのだと勝手に思い込んでいた。これまで観てきた多くのドラマもそのくらいの時間まで働いていた。私一人の勝手な想像・思い込みだったかもしれないが，子供である自分に誰もその事実を教えてくれることはなかった。そのような労働に関する浅い教育が，このサービス残業を生み出す原因ではないだろうか。

生徒たちに「隣の人に『親の定時は何時ですか？親は何時に家に帰ってきますか？』と聞いてみよう」と話し合わせた。親と自分ではどちらの帰宅が遅いか？など親の働き方を語り合った上で，時間外労働や三六協定，裁量労働制などワークルールを学習した。

他にも授業では「ホワイトでびっくり!?」と題したレポートを読み合った。

私は昨年約10ヶ月ファミレス「びっくりドンキー」でアルバイトしていました。入社２年目の社員さんにインタビューができた。その方の入社理由は，大学生の時にアルバイトとして働き，その時にお店の優しさに感動したからだという。バイトの時から今までブラックだと感じたことはないという。ピーク時など忙しいこともあるが「もちろんその時間は１分単位でお給料がもらえるのでホワイトです」と言っていた。考えてみれば，ごく当たり前に

普通に労働条件を守っている会社がホワイトと言われる現状である。違法な行為をしないことが偉いというふうに思われている風潮がおかしいと感じた。

インターネットで調べると「びっくりドンキー」は「ホワイトな飲食業ランキング」で第１位である。法令遵守に力を入れている。実際私も着替え時間も含めてタイムカードを打刻するように教えられたし，10ヶ月の勤務で有給休暇をきちんと３日取得した。これが高校生アルバイトでは当たり前ではないことを友人と話すまで知らなかった。

過酷な労働を生み出している要因の１つに「人手不足」があげられている。特に飲食業界は深刻である。継続して同じ人に働いてもらうことが大切だ。着替え時間の給与など企業は削りたい人件費かもしれないが，新人さんの研修にかかる人件費を考えれば安いものだ。4年ほど働いているアルバイトの先輩２人が休憩室で「本当にいい職場だ」「こんなバイト先は滅多にない」という話を散々した後,「まぁ他の場所で働いたことないけど」と笑い合っていた。冗談めかしていたが，法令を守る姿勢が労働者の継続雇用につながっていると感じた。

本校ではアルバイト経験のある生徒は多くないが，アルバイトで有給休暇を貰った体験とともに，法令を守るホワイトさが人材獲得につながっているとの考察は教室で驚きをもって受け止められた。「社会人２年目で自動車販売会社に勤める従兄弟は深夜まで働くことが当たり前。サービス残業が横行し皆おかしいと感じているけれど，労基署への通報はボーナスへの影響などデメリットの可能性があり誰もしない」,「裁量労働制で管理職である父の長時間労働が心配で仕方がない。利益追求を第一に考える企業に仕事量を減らすことを求められるのだろうか」など厳しい労働環境を聞き取ったレポートが多数を占める中で,「ホワイトでびっくり!?」は発想の転換をさせるような力があった。睡眠時間と学力や集中力の関係を話し合わせ，インターバル規制についても学習した。「残業を減らせば手当を出す」働き方改革を行ったITシステム企業SCSKの取組みも紹介した[4)]。

これ以外にも「宅配便の再配達を無くすには!?」と題する授業で社会的事象に関する構造的な理解も行った。送料無料や利便性を過剰に求める消費者の姿勢が労働現場を過密化させている。望ましい働き方には節度ある消費者のあり方が求められる。どうすれば不便さを受容する資本主義社会が築けるのか？話し合った。

2－3　【Ⅲ意思決定】ハラスメント告発の難しさ

「職場でパワハラを見たり聞いたりしたことはありますか？」ある生徒は，父親から聞き取った話を次のように記した。

父に聞いてみると，父の会社にもパワハラをする人がいると言われた。その人は管理職で色々な人に対してかなり酷いことを言っているらしい。「あんたの給料どこから出てんのか, わかってんの？」「あーもう仕事しなくていいよ」と言われたりしたと語っていた。父に「嫌ではないの？」と尋ねてみると,「いや，その人のことは社内のほとんどの人が変な人だと思っているから『はぁ…』って言っておけばいいんだよ」と言われた。他の人も何か言われても大して気にはしていないらしい。しかしそれは父が感じている社内の様子であって，中には傷ついている人もいるのではないか。

「あの会社には，労働組合がないので問題解決するのが難しいかもしれない」。有給休暇を消化させてくれない会社の愚痴を毎日こぼしている父は，最後に語った。今まであまり職場の話を聞いてこなかったが，今回初めて会社での話を聞いたことでネットやTVの上でしか聞いたことのなかった労働問題を身近に感じた。

普段はなかなか話題にできない事柄を聴くことができ驚いたとの感想は多くあった。同時にパワハラを解決する困難さが様々な形で浮き彫りになっていた。

２時間以上の執拗な言葉の暴力，基準を超える時間外労働，なのに手当なし。入社した当初はそれが普通だと思っていたが，周囲で被害を受けていた後輩が日に日に正気を失っていく様子に異変を感じた。そう父が語った。母に相談してその会社を辞めたという。「いやぁ，絵に描いたようなブラック企業だったね。あの状況を普通だと思い込んで働いていた自分も被害者になり得ると思う」と当時の異常さを振り返っていた。想像以上に厳しい現実に驚いた。同時に他人にそこまで酷い言葉を浴びせてしまうのは，何かその人も辛い事を抱えているのではないかと思ってしまった。

赤裸々なレポートはこれだけではない。パワハラが原因で塾講師になった人にインタビューした生徒もいた。授業後にある生徒が私のところに来て，こんな感想を伝えてくれた。「実は，私も親からハラスメントの実態を聞きましたが，躊躇してレポートに書きませんでした。皆が赤裸々に書いていることに驚きました。なにかの機

会で私も伝えたいと思いました」。机を並べる級友のレポートを読み，ハラスメントのリアルや告発する難しさを共有していた。

唐木は社会参画型授業での【Ⅲ．意思決定】において次のように述べている。「現代社会には解決困難な課題が山積している。そして，多くの場合，その解決策を巡って人々の価値が対立しており，解決策を一つに絞り込むことは決して容易なことではない。解決策が対立する状況を前に，子どもはどのような判断を下せるのか。そのような葛藤状況場面へと子どもの話し合い活動を組織することが，この段階では重要になる」[5)]。本実践の論争的場面として，「ハラスメントの告発が難しい現実に対してどのように向き合うべきなのか？」を設定した。ある生徒はこう書いた。

> 父は言った。「労働組合は役に立たない」と。社員一人の声では労働組合は動こうとしない。仮に組合が動いたとしても，会社とのパワーバランスでは組合が弱者となり，よほど法に触れていない限りは組合が勝つことはないのだとか。

また別の生徒は「報復を恐れてハラスメント通報はしない」と母親から聞き出していた。厳しい現実を知り，本音で自由闊達な話し合いをさせたいと考えた。ファシリテーターとして，こう問いかけた。「正義の告発をしたことはありますか？イジメや万引きをしている人をチクったことはありますか？告発まで至らなくとも悪事を見たり聞いたりした経験はありませんか？」。4人一組のグループを回りながら，「インタビューした大人もうまく言葉にできていなかった。チクったなんて知られたら大変だとの思いがある人もいるかもしれない。だからこそ話し合う意義がある。正義の告発をした体験を話してくれる人はいませんか？」と声をかけてみた。中学生のときに級友たちに「万引きをやめよう」と説得した体験や，イジメを止めたら自分がひどい目にあった体験を語った生徒がいた。クラスによって様子は様々だが，率直な意見を引き出すことに力を注いだ。「みんなに聞きたい。大きなことでも小さなことでも悪事が行われているのを目にして，見て見ぬ振りしてやり過ごした体験がある人は手を挙げてほしい」。何人かの生徒が手を挙げる中で「声をあげることは容易ではない。実際にあった事件について考えてみよう」と言った。

『過労自殺第二版』で取り上げられていた2つの事件のレポートに移った。「給料泥棒」と罵倒されて上司によるパワハラを受け過労自殺した34歳医療情報担当者の男性（堀川さん）の事件について話し合った。例えば，次のレポートを読み合わせた。

> 川人先生は朝日新聞で「勇気を持て」と言われていたが，それはとても難しいことだと思った。小学校の頃からイジメをみたら勇気を持って大人に言おうねって教わってきたけれど，実際，自分の立場が悪くなるのは嫌だから，私はイジメっぽいかなと思っても大人に言ったことはない。
>
> 堀川さんの事件では遺族が労働基準監督署に労災申請したが認定されなかった事実が書かれていた。労基署も100%信頼できるとはいえない。ハラスメントを受けた時に，どうやって助けを求めるのか？友達から助けを求められたら，どうしたら良いのか考える必要があると感じた。

また「朝早くから夜遅くまで上司から行動を管理され，過労自殺した26歳金融機関女性総合職」の事件では，親や医師に相談していた。例えば生徒の次のレポートを紹介した。

> 遺書には【自分がなくなってしまった。自分がどんな人間でなにを考え，なにを表現すれば良いのかわからなくなった。もう少し強い自分でありたかった】と記されていた。ここまでの重労働に耐えていた彼女は十分に強い人間だと思う。休みなしの重労働で崩れた体調にのしかかる上司の理不尽な暴言はどれだけ過酷なことか想像もできない。大人はどのツラ下げて子供に『いじめはダメだ』というのだろう。

イジメや嫌がらせが大人の社会にもある。その解決の難しさや不条理を率直にレポートで述べていた。過重労働を強いられ，パワハラを受けた人が助けられていない理不尽な現実と向き合った。「どのように解決すべきか？」と生徒たちに聞いた。証拠を残す工夫，戦う勇気を持つことや助けを求める人への励まし方は何かを話し合わせた。その中で「もし私が相談されたら，携帯電話を解約して一緒に住もう。一緒に生活しよう。一緒にばっくれよう‼って言います」と答えた生徒がいた。現実の厳しさと他者の苦しさに寄り添った意見だと感じた。真面目で責任感が強い人ほど過労死で亡くなる。目の前に迫る労働環境だけしか考えることができなくなり，「自分でもかなりヤバいと思っているし，周りからも言われているのに働き続け」て，自分を見失うほど追い詰められる。そんな人にとって「一緒に生活しよう。ばっくれよう‼」という言葉が持つ力は大きいと感じた。

2－4　【Ⅳ提案・参加】トークセッション

川人博弁護士とトークセッションの様子

過労死問題の第一人者である川人博弁護士と生徒のトークセッションは，事前に生徒からの質問を伝え全クラス合同授業として50分で行った。「昨年就職した私の兄から【体育会系の学生は企業に採用されやすい】と聞きました。このような就職採用に関する土壌が過労死などの労働問題につながっているのではないかと思いました。過労死と体育会系の関係についてどう考えておられますか？」など幾つもの質問があがった。川人弁護士は，リーダーシップ論とパワハラは表裏一体の関係にあると語った。その上でラグビー平尾監督の【人を叱る時の４つの心得】を紹介された。「①プレーは叱っても人格は責めない。②あとで必ずフォローする。③他人と比較しない。④長時間叱らない。」また「労組は役に立たないと父は言いました。ハラスメントを訴えることが難しい現実のなかで，どのような解決策があるのでしょうか？」との質問には，「社内の縦の系列から独立した通報機関をつくる必要があること」や「日本では弁護士事務所が駆け込み寺のような役割を果たしている現状」を指摘し，川人弁護士が対応してきた具体的な事例を語られた。

単に当事者の用意した講演を聞くのではなく，事前学習を行った上で当事者とトークセッションを持つことを私は大切にしてきた。生徒たちが学習してきた『過労自殺第二版』の著者である川人博弁護士と直に質疑応答する機会を，社会参画として捉えている。当事者と対話すれば正解が得られるわけではない。むしろより現実を知って問題意識を深める生徒が多いと感じている。

唐木は次のように述べている。「筆者は『公民的資質』を『人とつながり，社会とつながって，望ましい未来を創り上げる力』と定義した。こう定義する背景には，人とのつながりを意識させる社会科授業を構想することで，子どもは社会とつながることができるようになり，それが結果として，望ましい未来社会を創り上げる力を育むことにつながるという仮説がある。筆者はこれまで，数多くの社会科授業を観察してきた。その経験を通して，『良い』と思える社会科授業は多くの場合，『人の顔の見える授業』であるということを感覚的につかみ取ってきた」[6]。

本実践では，身近な働く人へのインタビューによって，人と社会とつながる中で労働問題を考察する。そして川人弁護士とのトークセッションで『人の顔も見え，さらに質問もできる授業』を１つの山場と位置付けている。

生徒が創作した新聞のイラスト

3．新聞作成によるアートの想像性

このイラストは生徒が作成した新聞である。時間に追われ働き過ぎの日本社会を描いている。本実践では３学期の定期考査は行わず，生徒たちの協働による新聞作成をパフォーマンス課題としている。冬休み課題やこの新聞などを評価材料としている。ある生徒は次のような記事を書いた。

> 「母の友達は激務に追われる中で心身ともに疲弊していた時，高層マンションのベランダで洗濯物を取り込もうとした際に，『すーっと外に吸い込まれて，そのまま転落しそうになる感覚』を覚えたという。運よく彼女は踏みとどまることができたが，これこそ限界状態だと感じた。…私は自衛３か条を提案する。1. 相談すること。2. 告発すること。3. 逃げること。…」。

この過重労働によって，周囲の言葉も届かない深い闇があることを理解し，どうにかしなければと【Ⅳ提案・参加】が表現されている。新学習指導要領は「…合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う」と示されている。ここでの「構想」とは課題を解決し，望ましい社会を構想することであり，他者が読むことを意識した新聞作成が「構想」につながっていると感じる。

社説や四コマ漫画，広告欄などをコミカルに模した作品を，生徒たちは風刺表現を用いながら，友達と協働して新聞を作成した。いくつかの作品を紹介したい。

ここで私は新聞創作と「アートの美的経験と想像性の持つ意義」について考えてみたい。上野は『民主主義への教育』[7] の中で次のように述べている。「現代の教育を取り巻く最大の問題はシニシズムであり，それを克服する鍵は民主主義の再生にあると考えている。＜中略＞もっと具体的には今日のシティズンシップや民主主義の教育が政治学的，経済学的な連関でのみ語られる傾向があるのに対して，アートの美的経験や想像性の持つ意義とのつながりで再構築できないかと考えている」。

絵や川柳，風刺などを用いて理解した事柄を表現する大切さを私は常々感じてきた。生徒が創作した新聞全てをアートとは思わないし，単にコミカルなイラストにアートの想像性を感じるわけではない。しかし，例えば生徒が創作した下の詩（ポエム）はどう評価するだろうか。

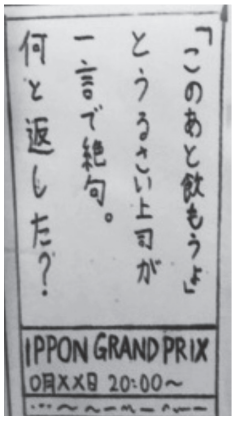

セクハラを防ぐ大喜利を創作

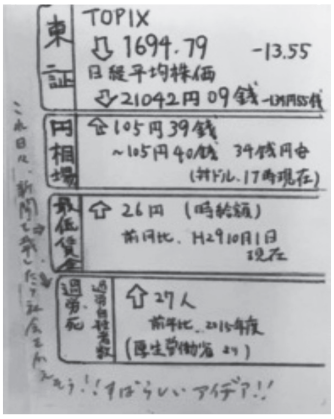

経済指標に過労死者数・最低賃金を提案

ハラスメントの風刺画

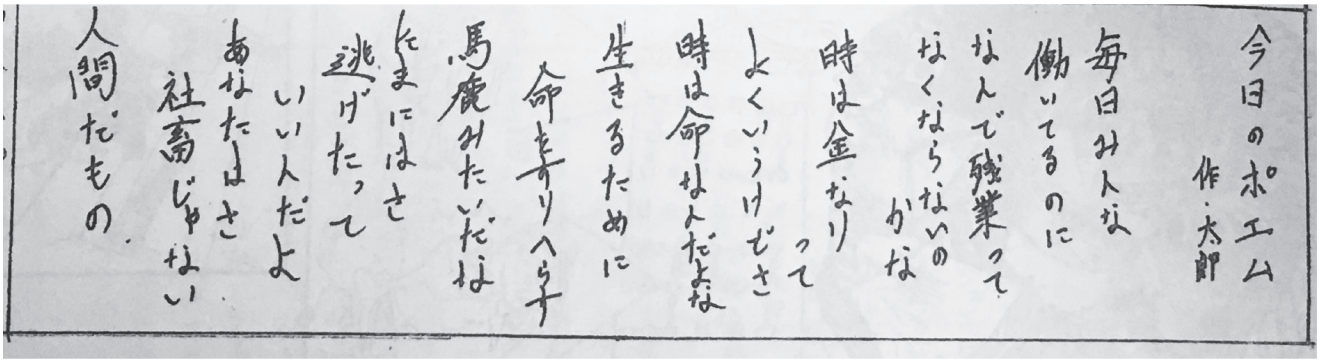

今日のポエム
作・太郎

毎日みんな
働いてるのに
なんで残業って
なくならないの
かな
時は金なり
って
よくいうけどさ
時は命なんだよな
生きるために
命をすりへらす
馬鹿みたいだな
たまにはさ
逃げたって
いいんだよ
あなたはさ
社畜じゃない
人間だもの

デューイは芸術である「詩」は最も強い批判力を持つ表現であるとして，その理由をこう述べている。「なぜなら芸術は，その他の物事を比較して推し量る物差しとなる，人間の喜びや評価の基準を確固たらしめるからである。芸術は未来に欲する物を選択させ，それを得ようとする努力を誘発する」。相田みつをさんの作風を模し，「あなたはさ社畜じゃない人間だもの」と結んだ詩に冷笑主義を打ち破る力を感じないだろうか。弱者の立場を守り正義を訴える言葉を偽善的に捉える空気が現代社会に広がっている。例えば「尊い生命を犠牲にしてまで働くべきではない。理不尽なパワハラは相談し勇気を持って告発しよう」と言っても，「仕事をやめたらどうやって生活するのだ。どうせ告発しても報復を受けるだろう」と冷笑的に捉える現実がある。多くのインタビューで正義の告発が難しいと語っていた。傍観視しない勇気を貫くことは難しい。「綺麗事を言ったところで現実は変わらないんだろう」とのシニシズムがリアルだからこそ，「生きるために命をすりへらす馬鹿みたいだなたまにはさ逃げたっていいんだよ」と手書きで訴える彼の詩に「アートの想像性」を感じないだろうか。振り向かせる力を感じないだろうか。

情報化社会の中で文字やロジックが溢れる世界に，「何も頭に入ってこない」と辟易する人もいるという。裁量労働制，インターバル規制，高度プロフェッショナル制度…。知識が自分とどうつながり，いかなる意味を持つのかを感じることが難しくなっている。知識のみが独り歩きし，よりよく生きるための価値とは無関係に知識のみが肥大化している。知恵の全体性，連関性を獲得させる点で「アートの想像性」は意義があるのではないだろうか。

米国の社会学者リースマンは「真の教育とは，“科学の中に詩”を，“数学の中に美とエレガンスを”感じる人を作り出すことだ」[8] と述べた。論理性だけではとても他者に伝わらないものというか，「明白な行為に移すなかで聞き流してしまうようなものの意味」[9] を共有する感性と世界観を伝える力があるようなもの，つまりは「アートの想像性」を大切にした教育実践が民主主義の土台に不可欠であると考える。

4．他者の話にじっくりと耳を傾ける学び

他者の痛みや苦しみにじっくりと耳を傾けるプロセスが，本実践の鍵だと考えている。ある生徒が新聞で書いた次の記事にとても驚いた。

> 大手デパートの化粧品店舗で働くＡさん（30代女性）にハラスメント体験の話を聞くことができた。話を聞いていくと，Ａさんは「情報を発信できることが嬉しい」と語っていた。
>
> 働き始めて１年目，上司から「こんなことも出来ないの？（笑いながら冗談ぽく）殺すよ？」と言われたことがあるという。

「ハラスメントを受けたことがありますか？」との質問を受けて「日々の仕事の悩みを口にできて，聞いてもらえることが嬉しい」と語った方がいた。そのことに生徒たちが労働現場のリアルに迫った大きな成果を感じた。言葉にできないハラスメントを受けた方や，現に苦しんでいる方もいる。ハラスメント体験などを尋ねることは時に不躾で傷を振り返ることを強いてしまう恐れがある。そうした配慮を忘れてはならない。その一方で，身近にハラスメントを見聞し，労働環境にストレスを感じている人は実は多い。にもかかわらずこの問題に立ち止まって言葉にして，自己と向き合う機会を持たずにいる大人は想像以上に多いのかもしれない。身近なはたらく人にインタビューをする実践がもっと深化し，拡がれば，真の「働き方改革」を促すのではないだろうか。

今日，民主主義は深刻な困難に直面している。ゆきすぎた個人主義によって生命の尊厳や他者の痛みを踏みにじる言動が溢れている。弱者を守り，平和と自由・平等を追求するはずの民主主義を公然と否定する現実が広がっている。大人社会のモラルの低下が生徒たちに影を落とさないはずがない。何が善なのかを知ることが難しくなっている。何が善なのかを知る方法の一つは，他者の話をじっくりと聴くことではないだろうか。「この人は，どのようにして，こうした考えを持つに至ったのだろうか」「この話を通して何を伝えようとしているのか」「本当に訴えたいことは，実はまだ言葉になっていないのでは…」など，他者の話に耳をすませる。沈黙に聞き入る。他者の話にじっくりと耳を傾ける中で，他者を理解する感受性が育ち，生徒は社会への主体性をつかみ，【自分に問う】のでないか。デューイは『経験としての芸術』で「想像力を排除した，合理性のみの論理的思考では，真理に到達することはできない。」と述べた。他者の話に耳を傾ける主体的な学びの中で，想像力と感情を培われ「自己と向き合い，他者とつながる中でより良い未来にしたいと願う市民性」（公民的資質）が育成されるのではないだろうか。

参考文献・引用など

1)初年度の教育実践は，東京学芸大学附属高校紀要第55号で詳述。東京学芸大学リポジトリでお読みいただけます。http://hdl.handle.net/2309/149050
また厚生労働省「平成30年版過労死防止対策白書」第5章第3節に，2年間の教育実践をまとめたコラム8「はたらくことのリアルに迫る」が掲載されています。

2)・3)唐木清志編著『「公民的資質」とは何か』（東洋館出版社）

4)テレビ東京『カンブリア宮殿』(2017年1月12日放送)を参考

5)・6)唐木清志編著『「公民的資質」とは何か』

7)上野正道著『民主主義への教育学びのシニシズムを超えて』（東京大学出版会）

8)広中和歌子編訳『これから世界は』（創知社）

9)上野正道著『民主主義への教育学びのシニシズムを超えて』

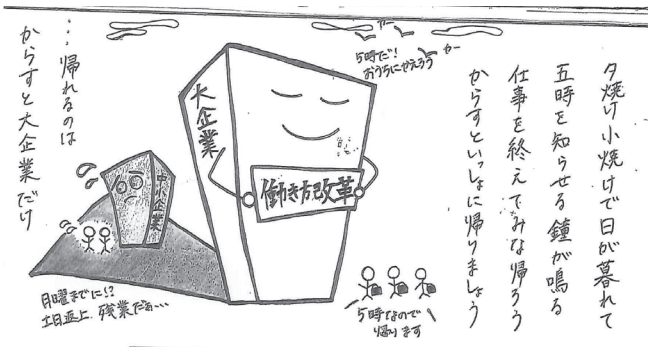

働き方改革を描いた生徒の作品

生徒の創作したポエム

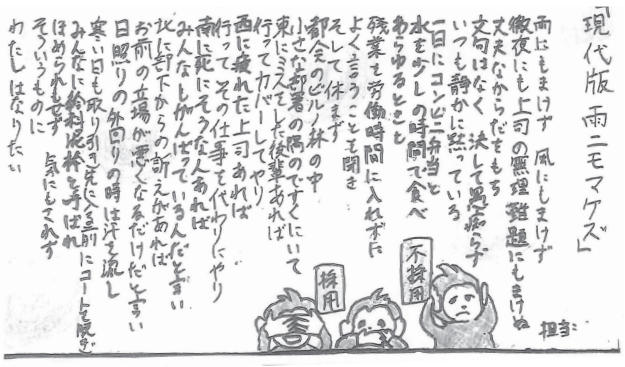

生徒が作成したポエム

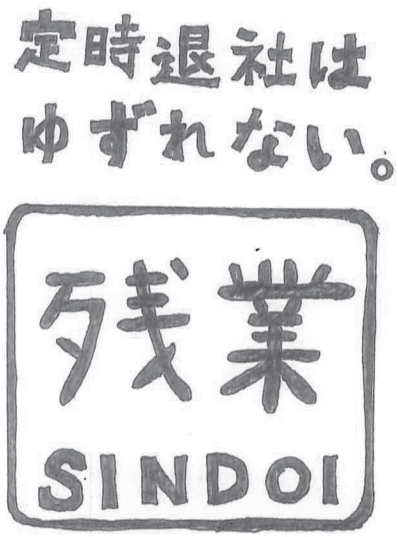

生徒が創作した新聞広告

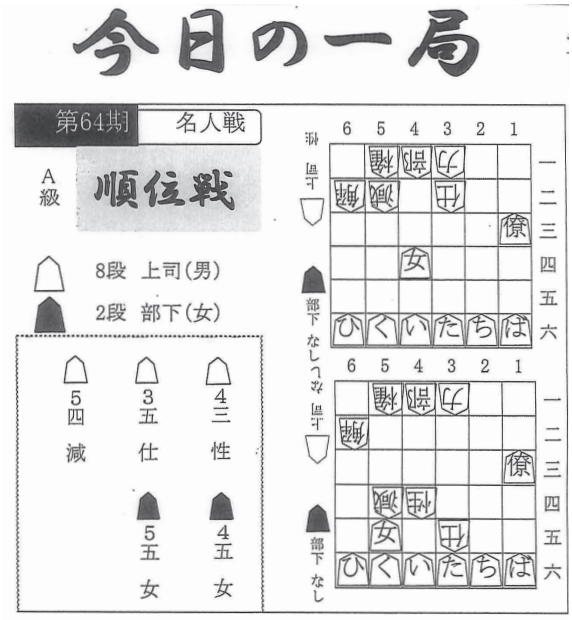

ハラスメントを将棋で描いた生徒の作品

生徒が作成した新聞

労働新聞

3月11日
月曜日

発行所　労働新聞社
東京本社　(03)3421-5151
〒154-0002 東京都世田谷区下馬4丁目1-5
大阪本社　(06)5556-1234
名古屋支社　(052)241-1130
広島支社　(082)031-0982

勉強しなくてもいい がんばらなくてもいい 生きていてはいけない

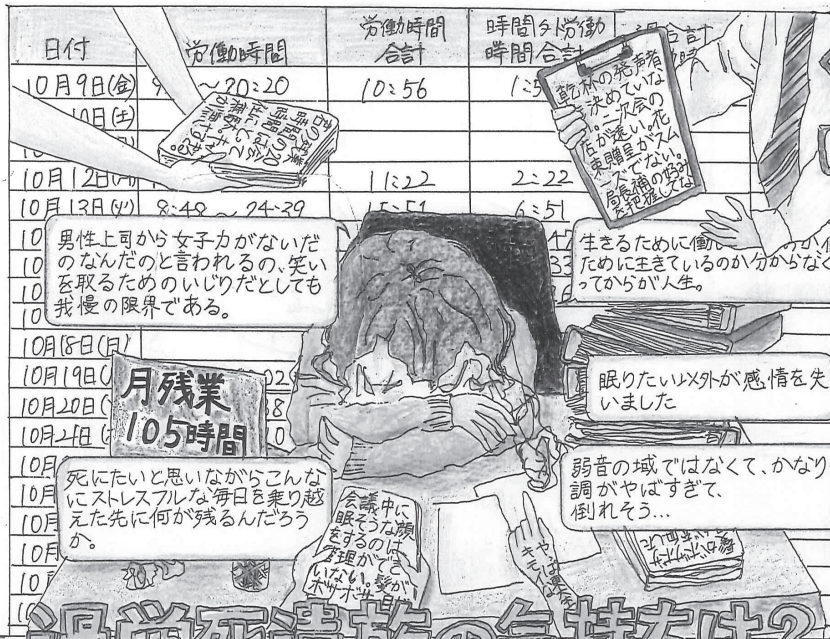

過労死遺族の気持ちは？

埋まらぬ悲しみ
最愛の娘を亡くした母

二〇一五年十二月二十五日。高橋幸美さんは最愛の娘を過労死で亡くした。亡くなる約一か月前までの残業時間は月105時間にも上った。ひどい残業、上司からのパワハラ。その日の朝の電話を最後にまりさんは自分命を絶った。

まりさんは本当に親孝行な人だったそうだ。母子家庭ながら自分の力で東大に合格、彼女の人生は「前途洋々」。母親思いでいつも、「お母さん大好き」とハグをしてくれた、そんな娘を失った幸美さんの悲しみは計り知れない。

「過労死ゼロの社会を」というまりさんの死について書かれた本を読んで、本当に辛くなった。特に幸美さんがまりさんへの思いを書かれているところでは、過労死遺族の悲しみ、やるせなさがひしひしと伝わってくるようだった。

「まりの幸せが私の幸せでした。その幸せがずっと続くはずでした。勉強しなくてもいい。がんばらなくてもいい。生きていてほしかった」この言葉に私は震えた。ここに幸美さんの思いがつまっているようだった。ただ、元気に生きてくれれば良かったのだ。望んでいたのはそれだけだった。

まりさんはたくさん前、何度か幸美さんに仕事の辛さを相談していた。なぜ我が子を救えなかったのか自責の念に苦しむ日々。その苦しみは幸美さんにしかわからない。

そんな中、幸美さんは過労死弁護士スペシャリスト川人先生のもとを訪れた。「間違いなく労災です。お母さんのせいじゃありません」その言葉に幸美さんは救われた。そして1か月あまりで労災申請、その後3か月あまりで労災認定された。川人先生とのトークセッション、そして今年の新聞作成を経て、私の価値観はがらりと変わった。過労死について今まで考えたことがなく、辛くも無かった。けれど遺族の方の苦しみ、そこにどう向き合うか、深く考える機会をもらえて本当に良かった。幸美さんの苦しみを完全に理解することはできないだろう。ただ理解しようと努力することはできる、しなければいけない。被害者の立場に立ってこれが、過労死を減らす一歩になると感じた。

私はまだまだ過労死について知らないことが沢山ある。もっと知りたい考えたいと心から思った。

社説

現社の授業に始まり、川人先生とのトークセッション、そしてこの新聞作成を経て、私の価値観はがらりと変わった。過労死について今まで考えたことがなく、辛くも無かった。けれど遺族の方の苦しみ、そこにどう向き合うか、深く考える機会をもらえて本当に良かった。幸美さんの苦しみを完全に理解することはできないだろう。ただ理解しようと努力することはできる、しなければいけない。被害者の立場に立ってこれが、過労死を減らす一歩になると感じた。

私はまだまだ過労死について知らないことが沢山ある。もっと知りたい考えたいと心から思った。

敗訴した遺族
労災認定の難しさ

担当された事件で敗訴した事件はどんなものがあるか、そのときの遺族の気持ちは？」川人先生とのトークセッションで次のような質問をした。川人先生は、「障害者認定を受けた人が職場でいじめにあい自殺した。証人台で事実とは思いがたい証言をした。そして行政には必要だ。

結局的に敗訴した「人が平気でこんな嘘をつけるのか」と次々と飛び出す嘘の証言を聞いた遺族はどんな気持ちだったろうか。同僚の身勝手さに憤りを感じた。また、行政は障害者の立場に立つことが弱いともおっしゃっていた。被害者の立場に立って考えることが個人、そして行政には必要だ。

みんなのことば

夜の東京、22時
本当にきれいなビルの夜景
でもその景色を作るのは
残業に追われる大人たち
そんな景色を見るよりも
私は東京の星空がみたい
（東京都18才女性）

残業チェッカー

アプリ 残業チェッカー
✔残業時間をチェック！
✔見やすいグラフで
労災認定に使用可
無料
iPhone版 Android版
開発：Good Work Corp.

最新情報満載

よくわかる「過労死の全て」
川人先生に学ぶ
参考文献2018
・「過労死ゼロの社会を」
高橋幸美 川人博 著
二〇一九年二月二六日
に行われた川人先生
についてのトークセッション

どんな宴会も成功させる！「幹事のプロ」に学ぶ禁断の接待術

著 佐々木 大次郎

[40万部突破 サラリーマンでもできる完璧の接待！]

☆上司の好みは把握しろ
☆僧侶と姫の電話番号を使う理由
☆花束のスマートな扱い方
☆幹事の会費は○○にするべきだ

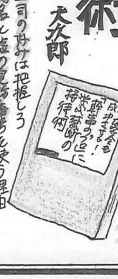

Amazon 第1位 ビジネス部門

池沢常夫 それでもなお残業

温厚な池沢さんが、上司からの「パワハラ」、いやいやこのパワハラ、残業、その先にあるものとは。

…を引き受ける。しかし運命は変えられる。

新・残業革命

今井 考著

わが日本に「人間讃歌の花園」を——
一歩一歩！
一日の小さな残業がいつか必ず大逆転になる！
私は負けない！
辛い徹夜でも、必ず日は昇るから！

地位も、お金も、家族も、信頼も、仕事も、夢も、友達も、居場所も、趣味も、未来も、全て失ってしまった。ただ……

過労死が蔓延する日本に警鐘を鳴らす!!!